

## 南信州広域連合告示第5号

南信州広域連合飯田広域消防メール119通報システム実施要綱を次のように定め、平成25年11月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成25年12月3日から施行する。

平成25年11月1日

南信州広域連合  
広域連合長 牧野光朗

### 南信州広域連合飯田広域消防メール119通報システム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、119番通報体制の強化を図るため、音声による119番通報が困難な者に対し、メール119をその利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障がい者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者福祉法施行規則(昭和24年厚生省令第15号)別表第5号に規定する聴覚障害のあるもの

(イ) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する音声機能又は言語機能に障がいがある者

イ その他疾病等により会話が困難である等音声による119番通報が困難であると消防長が認めた者

(2) メール119 パーソナルコンピュータ、携帯電話等の電子メール機能を使用して119番の緊急通報ができるシステムをいう。

(メール119通報システムの運用)

第3条 南信州広域連合は、飯田広域消防において、あらかじめ登録をした聴覚障がい者等からのメール119を利用した119番通報を受け付ける。

(利用対象者)

第4条 メール119を利用することができる者は、南信州広域連合の区域に居住し、通勤し、又は通学している聴覚障がい者等とする。

(登録の申込み)

第5条 メール119の利用を希望する者は、あらかじめ、必要な事項を記載したメール119(利用、変更、取消)申込書(別記様式。以下「申込書」という。)を消防長に提出することにより、登録の申込みを行うものとする。

2 前項の規定による申込みの際、消防長から前条の規定に該当する者か否かの確認のために必要となる書面等の提出又は提示を求められたときは、申し込む者は当該書面等の提出又は提示を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による申込みをするに際し、申し込む者は次の事項を承諾するものとする。

(1) 障がい等の状況等申し込む者が前条の規定に該当するか否かについて消防長が市町村に照会し、回答を得ること。

(2) 緊急時に消防長が必要と判断した場合には、申込書の記載事項について、第三者に情報の提供がされること。

(登録の決定等)

第6条 消防長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定し、その結果を当該申込みをした者に通知する。

2 前項の規定により申込みを承諾したときは、消防長は申込みをした者について、メール119を利用可能な者として登録する。

(登録者が行うべき変更等の届出)

第7条 前条の規定により登録された者「以下「登録者」という。」は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく必要な事項を記載した申込書を消防長に提出することにより、当該変更が生じたことを届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 登録者は、メール119の利用を希望しなくなったときは必要な事項を記載した申込書を消防長に提出することにより、その旨を届け出るものとし、消防長は、当該届出があったときは当該届け出た登録者の登録を終了させるものとする。

2 消防長は、登録者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録者の登録を終了させることができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) メール119についていたずら等不適正な使用をしたとき。

(費用の負担)

第9条 メール119の利用に係る通信に要する費用で、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和58年法律第86号）第2条第5号に規定するものをいう。）から別の契約に基づき登録者に請求されるものは、登録者が負担する。

(個人情報の保護及び管理)

第10条 消防長は、南信州広域連合に係る市町村の条例を準用する条例（平成11年南信州広域連合条例第36号）により準用する飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第16号）の規定に基づき、登録者の個人情報を適正に保護し、及び管理しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、メール119の利用に関し必要な事項は、消防長が定める。

別記様式（第5条、第7条、第8条関係）

飯田広域消防メール119（利用、変更、取消）申込書

年 月 日

飯田広域消防本部 消防長 宛

申込者住所 \_\_\_\_\_

申込者氏名 \_\_\_\_\_ 印

メール119について、南信州広域連合飯田広域消防メール119通報システム実施要綱に定める次の事項等を承諾のうえ、申し込み（届け出）ます。

- 1 障がいの状況等要綱第4条の規定に該当するか否かについて消防長が市町村に照会し、回答を得ること。
- 2 緊急時に消防長が必要と判断した場合には、申込書の記載事項について、第三者に情報の提供がされること。

ふりがな					
利用者氏名					
住 所		〒 _____ (番地、マンション名、部屋番号等を正確に御記入ください。)			
性別	生年月日	男・女	生年月日	(大・昭・平)	年 月 日
障がい種別		聴覚 ・ 音声機能 ・ 言語機能 その他( _____ )			
登録メールアドレス					
自宅電話	F A X	電話		F A X	
情報確認等 緊急連絡先	氏 名		続柄	電話番号	住 所

- (注) 1 申込み又は届出の趣旨について、表題の（利用、変更、取消）の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 変更の場合は、1のほか住所、氏名及び変更する項目のみ記入してください。
- 3 取消し（利用の停止の希望）の場合は、1のほか住所及び氏名のみ記入してください。
- 4 利用者が未成年の場合は、その方の保護者が申込みをしてください。
- 5 メールアドレス等の記入に際して、読み間違いのおそれがある文字について、十分注意してください（例 1（イチ）とl（エル）、q（キュー）と9、hとn、tと+等。0（ゼロ）は0と記載）。